

# 区域計画に記載する特定事業等の概要

---

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において、以下の対象事業及び分野に該当する特定事業を行うために、機械等を取得した場合に次のような特別償却又は税額控除ができる措置。

**1 対象事業** 国家戦略特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ①規制の特例措置の適用を受けるもの
- ②利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受けるもの

**2 対象分野** 「医療」、「国際」（施行規則第1条第1号（同号イ（1）から（6）まで並びにロ（2）（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び（5）から（9）までに限る。）及び第2号）

## 特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）
特別償却率	取得価額の45%（建物等は、取得価額の23%）
税額控除率（注）	取得価額の14%（建物等は、取得価額の7%）

（注）税額控除については、当期法人税額の20%を限度とする。

## 特例を受けるための要件

- 認定区域計画に定められている特定事業を実施する法人であること。（法第27条の2）
- 特定事業の実施について、適切かつ確実な計画（事業実施計画）を有すると認められること。（施行規則第3条）
- 事業実施計画が基本方針及び区域方針に適合するものであること。（施行規則第3条）
- 令和8年3月31日までに設備等を取得等（※）して特定事業の用に供すること。（租特法第42条の10）

※中古のものを取得等した場合は対象にならない。取得等したものを貸付けの用に供した場合は対象にならない。（インターナショナルスクールのみ貸付可能）

# 外国医師診療所 (国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業)

東京圏  
初認定：令和6年6月4日

## ● (国家戦略特別区域法 第24条の2)

### 規制改革の内容

#### 特例措置前

外国医師等※が臨床修練を行うことができる診療所は、臨床修練指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所に限定

※外国医師、外国歯科医師、外国看護師等

#### 特例措置

適切な指導医等が確保されており、かつ、国際交流に主体的に取り組む診療所であれば、診療所が単独で臨床修練を行うことができる

#### 効果

外国医師等の受入れ促進により、医療分野の国際交流の進展に寄与

### 規制改革の概要

#### 通常

厚生労働大臣の指定した  
臨床修練指定病院

緊密な連携体制が  
確保された診療所に限定

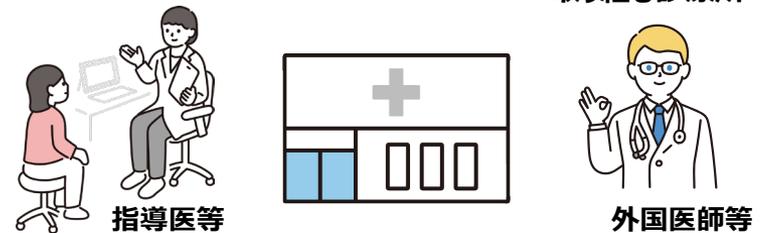


#### 特例措置

### 診療所単独での臨床修練が可能

適切な指導医等の確保

国際交流に主体的に  
取り組む診療所



# 外国人エンジニアの受入れ・就労促進

福岡市・北九州市  
熊本県、北海道（札幌市）  
宮城県

- 「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」  
令和5年10月6日 内閣府・出入国在留管理庁決定（令和6年9月27日改定）

## 国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業（エンジニアビザ）の概要

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予見できず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。

### 特例措置

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国する外国人について、認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。

### 在留資格認定証明書交付申請審査期間

従前

入管庁



措置



自治体による  
確認・支援

入管庁



標準処理期間  
(1~3か月)

標準処理期間以上に  
時間がかかるケースも発生

短縮

在留資格「技術・人文知識・国際業務」の  
審査の迅速化・期間の明確化

※自治体の確認・支援内容等によって審査期間を決定

## 改正の内容

人手不足が深刻となっている半導体関連産業分野の外国人の受入れを円滑に行うため、**エンジニアビザの対象業種に半導体関連産業を追加**

### 従来の対象分野

#### IT関連産業

- ・電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ・情報通信機械器具製造業 等



### 追加する産業分野

#### 半導体関連産業

- ・半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- ・電子応用装置製造業
- ・機械設計業
- ・労働者派遣業（通訳業務従事者） 等

# 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

福岡市・北九州市  
初認定：平成28年2月5日  
広島県・今治市  
初認定：平成28年4月13日

神奈川県 初認定：平成31年2月14日  
仙台市 初認定：平成31年4月17日  
愛知県 初認定：令和2年3月18日  
つくば市 初認定：令和5年10月20日

- (創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 特区法 第19条の2)
- (人材流動化支援施設の設置 特区法 第36条の3)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

- スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保。
- 退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算。

### 特例措置

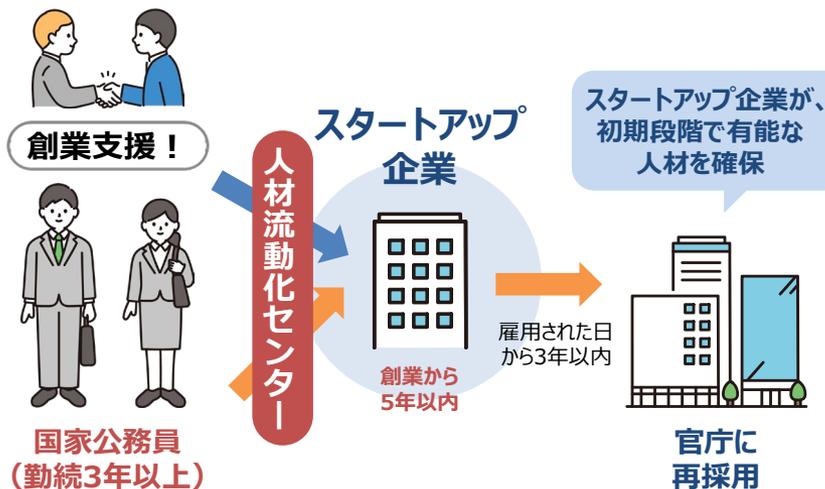
- スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合（3年以内）、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

### 効果

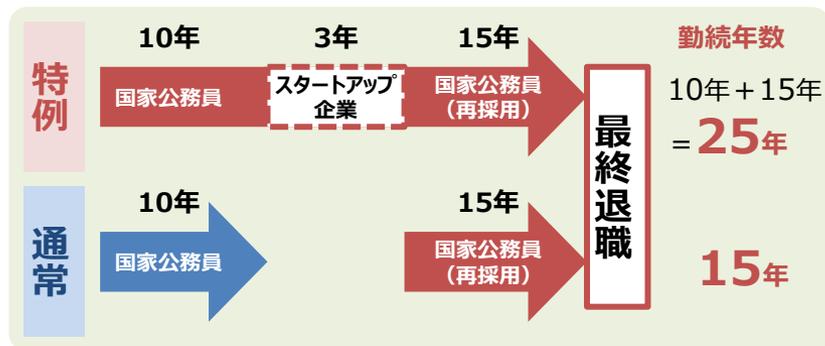
創業者の人材確保の支援

## 規制改革の概要

- 創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



- 最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数



# 多様な働き方推進のための 「テレワーク推進センター」の設置

北九州市 初認定：令和5年6月28日  
(\*東京都及び仙台市は活用を終了)

## ● (国家戦略特別区域法 第37条の2)

### 規制改革の内容

#### 特例措置前

仕事と生活の調和の実現等に資するテレワークの推進を図るため、更なる周知啓発を行うとともに、企業における労務管理上の課題等に対応するため、導入支援を行うことが必要。

#### 特例措置

国及び地方公共団体で、「テレワーク推進センター」の共同設置が可能に。  
国は専門的な助言・相談、地方公共団体は対象企業の掘り起こしを図るなど、それぞれの強みを生かし、企業に対してテレワークの導入に係る情報提供、相談、助言等をワンストップで実施。

#### 効果

テレワーク導入促進による多様な働き方の推進。

### 規制改革の概要

#### テレワークを導入しようとする企業等に対する 各種相談支援をワンストップ化

##### 情報提供

- (地) セミナーの開催  
体験コーナーの設置 等
- (国) リーフレット、  
冊子等の配置 等

##### 相談、助言等

- (国) 労務管理の在り方等の企業向けコンサルティング  
働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）  
の相談等の対応 等

#### 北九州テレワーク推進センター（令和5年11月設置）

##### 所在地

福岡県北九州市八幡西区美吉野町16番  
北九州イノベーションセンター内

##### 主なサービス

- ・ 相談対応
- ・ 支援制度の案内
- ・ サービス、技術の情報提供
- ・ 体験機会の提供 等

# 国家戦略特区支援利子補給金

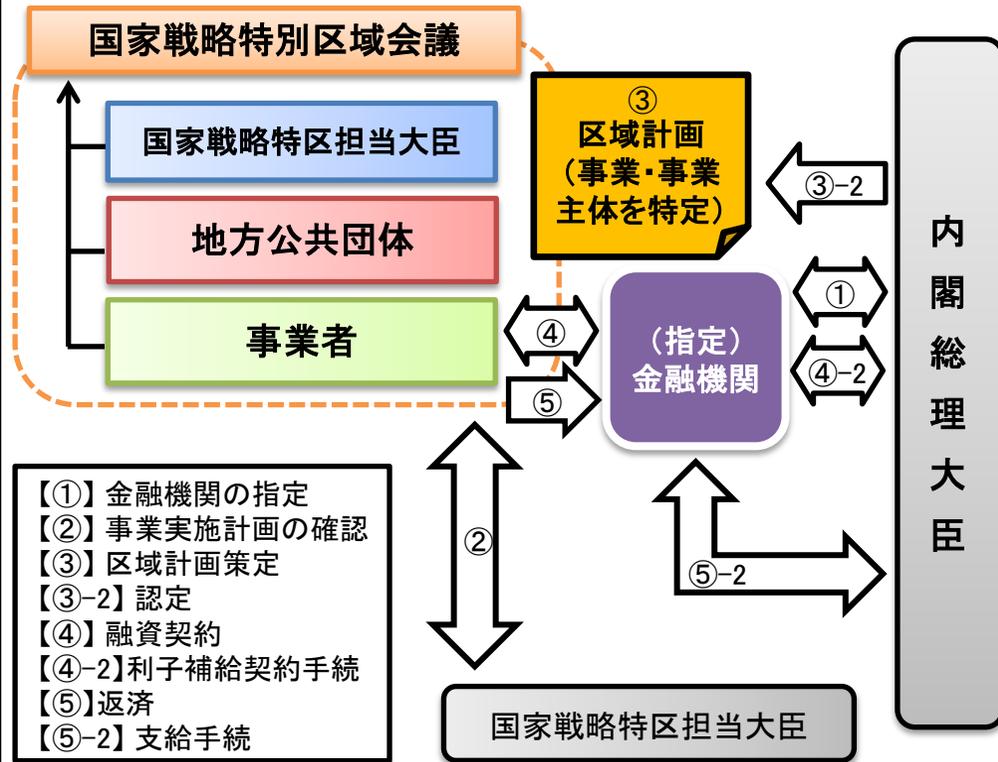
## 目的・事業概要

○目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業※を行うこととされている事業者が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

※ 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成等に資する事業。

## 事業イメージ・具体例



## 資金の流れ



## 期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。

# 薬局における調剤業務の一部外部委託 (国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業)

関西圏  
初認定：令和6年6月4日

- (厚生労働省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令 第2条)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

薬局間における調剤業務の受委託は認められていない

#### 【規制の根拠】

医薬品医療機器等法施行規則 第11条の11  
(薬局開設者は、調剤の求めがあった場合には、「その薬局で調剤に従事する薬剤師」に「その薬局」で調剤させなければならない)

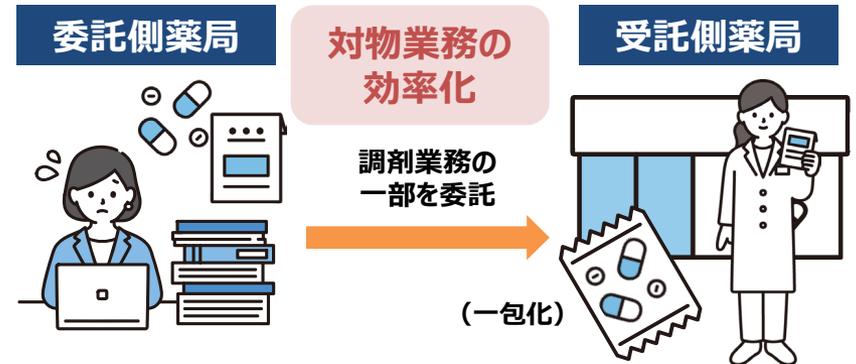
### 特例措置

調剤業務の一部（一包化に係るものに限る）を他の薬局へ委託することを可能とする

### 効果

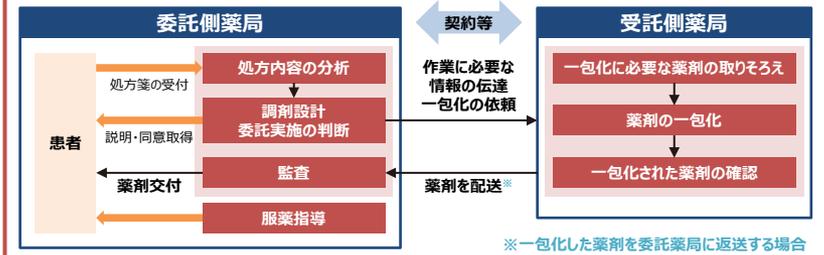
薬局薬剤師の対物業務を効率化し、対人業務の更なる充実が可能になる

## 規制改革の概要



### 国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業の概要

薬局開設者は、共同命令及び実施要領（医薬局長通知）に基づき、都道府県知事等の確認を受けた上で調剤業務の一部委託を実施



対人業務を充実

服薬後のフォロー、医師へのフィードバック等



# 外国人美容師の育成

東京圏  
初認定：令和3年11月4日

- (「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領」 令和3年7月30日 内閣府・法務省・厚生労働省決定)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

日本の美容師養成施設で修学する外国人留学生が、美容師免許を取得したとしても、日本で美容師として就労するための在留資格がない

### 特例措置

一定の要件の下、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、美容師として就労するための在留資格を最大5年間認める

### 効果

日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド力向上を含むクールジャパンの推進、インバウンド需要への対応

## 規制改革の概要



日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得後、一定の要件の下で、美容師としての就労が可能になる



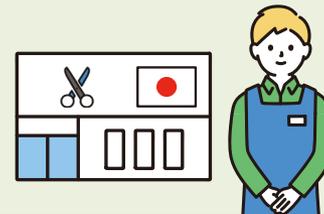
最大5年間の就労で  
日本式美容に関する  
知識と技能を修得



インバウンドの  
需要に対応



帰国



日本式美容に関する  
技術・文化を世界に発信



MADE IN JAPAN

日本の美容製品の輸出  
による産業競争力の強化